

書籍訂正情報

第 53 回 社会保険労務士試験問題 解答解説冊子

(2022/06/13 現在)

「2022 年版 出る順社労士 必修基本書」に封入されているハガキにてアンケートにお答えいただいた方に送付しております「2021 年 第 53 回 社会保険労務士試験問題 解答解説冊子」(RU22011)におきまして以下の訂正がございます。大変おそれいりますが、書籍の訂正をお願いいたします。

- ・ 2021/12/13 更新分… p.1
- ・ 2022/01/24 更新分… p.2～3
- ・ 2022/06/13 更新分… p.4

【2021/12/13 更新分】

	訂正箇所	訂正内容
訂正	【解答・解説編】 P43 雇用保険法（労働 保険の保険料の徴 収等に関する法律 を含む。） [問 10] D肢 解答・解説	下記に差し替え （※解説文後半の「または、増加後の概算 保険料額と…」の記述を削除）

- D 誤 本肢の場合、増加後の賃金総額見込額 6,000 万円は増加前の賃金総額見込額 3,600 万円の 100 分の 200 (7,200 万円) を超えていないため、増加概算保険料の納付義務はない (則 25 条 1 項)。**実戦答練**

【2022/01/24 更新分】

	訂正箇所	訂正内容
訂正	【解答・解説編】 P61 厚生年金保険法 〔問 8〕 B肢 解答・解説	下記に差し替え（※下線部が訂正部分）

~~B 誤 雇用保険法 33 条 1 項に規定されているいわゆる離職理由による給付制限により基本手当を支給しないとされる期間に属する日は、基本手当を受けたとみなされる日に準ずる日として政令で定める日に該当するため、当該期間については、「基本手当との調整による 60 歳台前半の老齢厚生年金の支給停止が行われなかったものとみなされ、事後精算の形で、その分の 60 歳台前半の老齢厚生年金が支給される」（法附則 11 条の 5、令 6 条の 4）。~~

※2022/6/13（月）追記

解説訂正のため、当訂正情報を削除（4 頁参照）

	訂正箇所	訂正内容
訂正	【解答・解説編】 P67 国民年金法 〔問 8〕 A肢 解答・解説	下記に差し替え（※下線部が訂正部分）

- A 誤 保険料全額免除期間がある場合の老齢基礎年金の額は、480 から保険料納付済期間の月数及び申請一部免除期間の月数を控除して得た月数を限度として、保険料全額免除期間の月数の2分の1（平成21年4月前の期間は3分の1）に相当する月数をその額の計算の基礎に算入し、この限度を超えた保険料全額免除期間の月数は老齢基礎年金の額の計算の基礎に算入されない。本肢の場合、30歳から65歳に到達するまでの35年間（420月）が保険料納付済期間であるため、老齢基礎年金の額の計算の基礎に算入される保険料全額免除期間の月数は $(480\text{月} - 420\text{月}) \times 1/3 = 20\text{月}$ である。よって、本肢の場合の老齢基礎年金の額は、 $780,900\text{円} \times 1.000$ （令和3年度改定率） $\times (420 + 20) / 480 \approx 715,825\text{円}$ となり、「満額とはならない」（法27条ほか）。**実力確認**

【2022/06/13 更新分】

	訂正箇所	訂正内容
訂正	【解答・解説編】 P57 厚生年金保険法 〔問 8〕 B肢 解答・解説	下記に差し替え（※下線部が訂正部分）

- B 誤 本肢の妻の遺族厚生年金には、「経過の寡婦加算の額は加算されない」。遺族厚生年金に経過の寡婦加算の額が加算されるのは、遺族厚生年金の受給権者である妻が「昭和31年4月1日以前生まれ」であって、所定の要件を満たしたときである。本肢前段の記述は正しい（昭60法附則73条ほか）。**77付則**

	訂正箇所	訂正内容
訂正	【解答・解説編】 P61 厚生年金保険法 〔問 8〕 B肢 解答・解説	下記に差し替え

- B 誤 60歳台前半の老齢厚生年金が雇用保険法に基づく基本手当との調整により支給停止となるのは、60歳台前半の老齢厚生年金の受給権者が同時に雇用保険法に基づく基本手当の受給することができ、かつ、「同法の規定による求職の申込みをしたとき」である。その他の記述については正しい（法附則11条の5、令6条の4）。

以上